第2次さがみはら都市経営指針

平成 2 9 年 2 月 相 模 原 市

目 次

1		第	2	次	さ	が	み	は	5	都	市	経	営	指	針	の	策	定	に	当	た	つ	τ								
(1)	こ	れ	ま	で	の	取	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2)	策	定	の	背	景	ح	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(3)	策	定	の	基	本	的	な	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2		新		相	模	原	市	総	合	計	画	ح	တ	関	係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3		都	कं	経	営	指	針																								
(1)	本	市	の	都	市	経	営	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(2)	取	組	の	方	向	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
(3)	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
(4)	実	行	計	画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
4		推	進	に	当	た	っ	τ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
5		進	行	管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
6		用	語	解	説	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
7		箵	米斗	编	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8

第2次さがみはら都市経営指針の策定に当たって

(1)これまでの取組

本市では、平成7年度に「相模原市行政改革大綱」を策定して以来、事務事業の見直しや経費節減、人員削減など、継続的に行政改革*1を進め、一定の成果を上げてきました。

平成17年度からは、それまでの行政改革を継承しつつ、持続可能な都市経営の推進を図るため、ニュー・パブリック・マネジメント*2の考え方を導入した「さがみはら都市経営ビジョン」やその理念を引き継いだ「さがみはら都市経営指針」(以下「現指針」という。)を策定し、積極的な歳入確保や事務事業の見直しによる民間委託化・組織合理化の推進、指定管理者制度*3の導入などの行財政改革に取り組んできました。(参考 資料1「これまでの行政改革等の取組」p.19)

(2) 策定の背景と目的

本市では、少子高齢化の進行などにより、扶助費*4を始めとする社会保障費の増加が見込まれることに加え、生産年齢人口*5の減少傾向により、本市の歳入の根幹となる市税収入の大幅な増加が見込めないなど、行財政運営を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

(参考 資料2「本市の財政状況」p.20、資料3「人口の推移と推計」p.25)

一方、地方分権改革*6及び老朽化が進む公共施設等への対応、リニア中央新幹線の駅設置*7や相模総合補給廠の一部返還地*8の活用を始めとした広域交流拠点の取組*9、人口減少抑制に向けた「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略*10」に基づく取組などを生かしたまちづくりを積極的に推進していく必要があります。

このような状況においても、安定的に質の高い行政サービスを提供しつつ、人や企業に選ばれる都市として発展し続けるために、より積極的な歳入確保と「選択と集中」の視点に立った事業の精査や廃止・効率化を図りつつ、「相模原市PPP(公民連携)活用指針*11」に基づく、民間等の専門知識や経営資源を活用した事業実施手法の見直しなど、これまで以上の創意工夫と市民・行政の協働による都市経営を推進します。

これらを踏まえ、引き続き、行財政改革を推進し、内外の環境変化に対応した行政

サービスの質の向上を図るとともに、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、行政サービスの適正化を図り、将来にわたり都市の発展を遂げるための都市経営の基本指針として、平成25年度から平成28年度までを取組期間とする現指針に続き、平成29年度から平成31年度までを取組期間とする第2次さがみはら都市経営指針を策定します。

(3)策定の基本的な考え方

第2次さがみはら都市経営指針は、現指針における3つの基本方針ごとの取組を継承しつつ、引き続き行財政改革を推進するとともに、社会保障費の増加、地方分権改革や地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生への対応、広域交流拠点都市としての役割の増大など、内外の環境変化に対応した見直しにより、新たな取組の方向性を定めます。

さがみはら都市経営指針 平成25年6月策定

外的環境

- ▶ 少子高齢化による社会保障 費の増加
- ▶ 人口減少社会*12への対応
- ▶ 市民ニーズの多様・高度化
- ▶ 地方行政サービス改革の 推進
- ▶ 防災・減災への対応
- ➤ PPP (公民連携)の推進
- ➤ 社会保障·税番号制度*13の開始
- ▶ ICT*14の活用
- ▶ 東京オリンピック・パラリンピックの開催
- > リニア中央新幹線の整備

取組開始 から3年

内的環境

- ▶ 厳しい財政状況
- > 地方分権改革の推進
- ▶ コンプライアンス推進体制 の強化
- > 老朽化が進む公共施設等へ の対応
- ▶ 広域交流拠点都市としての 役割の増大
- 圏域を牽引するまちづくり事業の推進
- ▶ 「相模原市まち・ひと・し ごと創生総合戦略」の推進

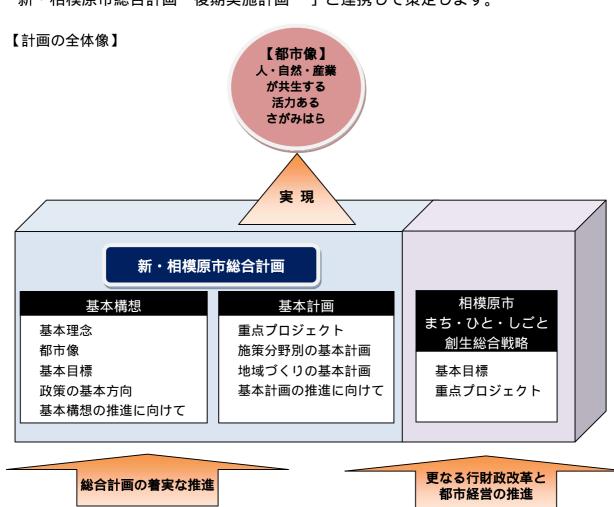
第2次さがみはら都市経営指針

現指針を基に環境変化に対応した行政サービスの質の向上を図るとともに、 将来世代に過度な負担を強いることがないよう、行政サービスの適正化を図り、 将来にわたり都市の発展を遂げるための基本指針

2/新・相模原市総合計画との関係

第2次さがみはら都市経営指針は、新・相模原市総合計画*15の基本構想に掲げる都市像と基本目標の実現に向けた「協働によるまちづくり」、「市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化」、「大都市にふさわしいまちづくり」の3つの基本方針を受け、新・相模原市総合計画の施策の着実な推進を図るため、更なる行財政改革を進め、都市経営を推進することを目的とします。

なお、本指針は、3つの基本方針を具体化するとともに、基本方針ごとに取組の方向性を定めるものとします。また、本指針及び実行計画は、将来の新たな都市経営指針への反映も見据え、スピード感を持って取り組み、最少の経費で最大の効果を上げるよう、「新・相模原市総合計画 後期実施計画*16」と連携して策定します。



連 携

新・相模原市総合計画 後期実施計画

実施計画

総合計画の基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画

第2次さがみはら 都市経営指針・実行計画

取組の方向性

- 【1】協働によるまちづくり
- 【2】市民の満足度を高めるための 行政評価と財政基盤の強化
- 【3】大都市にふさわしいまちづくり

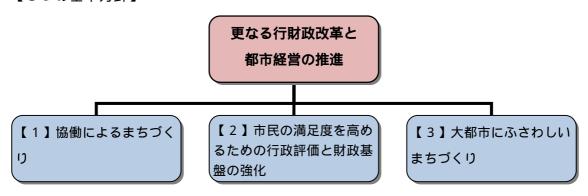
3 都市経営指針

(1)本市の都市経営

今後も厳しい財政状況が見込まれる中、行政サービスの質の向上と更なる都市の発展に向けたまちづくりを進めるためには、本市が持つ資源や潜在力を最大限に活用しながら、効率的な行財政運営や財政基盤の強化を図る必要があります。

こうしたことから、新・相模原市総合計画の「協働によるまちづくり」、「市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化」、「大都市にふさわしいまちづくり」の3つの基本方針を推進するため、公民連携による民間活力やICTの積極的な活用などにより、将来にわたり持続可能な都市経営に積極的に取り組むこととします。

【3つの基本方針】



(2)取組の方向性

基本方針【1】 皆が主役! 信頼と理解で実るまち(協働によるまちづくり)

市民の自発的な活動を促進し、身近な地域で協働による課題解決・活性化を図るための環境整備を進めるとともに、行政の活動範囲の点検を積極的に行い、市民自らが担うべき分野については積極的に市民に委ねるなど、市民が主体のまちづくりを推進します。

効率的・効果的な行財政運営や将来にわたる質の高い行政サービスを提供するため、「相模原市PPP(公民連携)活用指針」に掲げる基本的な考え方を踏まえ、行政サービスの在り方を見直すとともに、従来の枠組みを超えた新たな発想で、公民連携による民間活力やICTの活用を推進します。

ア 市民協働の推進

協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、「相模原市市民協働推進条例*17」に基づき、個人を始め、自治会などの地域

活動団体、NPOなどの市民活動団体、大学、企業など様々な担い手が共通の意識の下、それぞれの役割を明確にし、多様化・高度化している身近な地域の課題の解決や活性化を目的とした市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進します。また、社会情勢及び地域社会の変化に応じた多様な主体との連携を強化し、地域の担い手を支援します。

イ 公民連携の推進

多様化・高度化する行政需要や政策課題に的確に対応していくため、企業、大学、金融機関、行政等が、PPP手法や民間のノウハウ・専門技術などに関する情報を共有し、対話を進め、民間活力を活用した公民連携による取組を推進します。

基本方針【2】 皆が満足! 知恵と挑戦で潤うまち (市民の満足度を高めるための行政評価と財政基盤の強化)

本市が将来にわたり発展を遂げるため、既存の枠を超え、積極的な歳入確保、事務事業の精査、公民連携による民間活力やICTの活用による業務の効率化、行政サービスの適正化など、行財政改革の推進に取り組み、多様化する市民ニーズを的確に捉えて、財政基盤の強化を図るとともに、市民満足度の高い行政サービスの提供を図ります。

公共施設の老朽化の進行に伴う今後の保全・更新に適切に対応するため、施設の 長寿命化や複合化・多機能化による規模の適正化など、公共施設マネジメント*18 を推進します。

ア 行政サービスの向上

(ア)公民連携によるサービスの向上

公民連携により民間等が担うことができる業務は、PPP/PFI手法*19による施設整備や指定管理業務を始め、窓口業務や審査業務等の定型業務への参入など、その範囲が広がりつつあります。

今後も、多様化・高度化する行政需要や政策課題に的確に対応していくため、「相模原市PPP(公民連携)活用指針」に基づき、民間のノウハウや経営資源を積極的に活用し、民間の創意工夫が発揮された公民連携によるサービスの質の向上を図ります。

また、公共施設の整備、更新については、PPP/PFI手法の導入による民間活力を活用したコストの削減やサービス水準の向上を図ります。

(イ)区政の推進

各区役所では、市民に身近な行政窓口として、日常生活に密着した行政サービスを提供するとともに、区民会議*20やまちづくり会議*21などにより、区の個性や特徴を生かした市民主体のまちづくりを進めています。

今後も、区ビジョン*22の着実な推進や地域の身近な課題の解決と行政サービスの提供を行うとともに、市民がより主体的に地域のまちづくりに関わるための環境づくりに向けて、市民との協働の拠点である区役所機能を強化するなど、区政を推進します。

イ 効果的な財政運営

(ア)積極的な歳入確保

少子高齢化の進行などにより、社会保障費の増加が見込まれる一方、生産年齢 人口が減少傾向にあるなど、市税収入の大幅な増加は見込めず、行財政運営を取 り巻く環境は厳しい状況が続いています。

このような状況においても、将来世代に過度な負担を強いることがないよう、 自主財源の確保と負担の公平性を保つため、市税等の収納率の向上や債権管理*23 の適正化、公共施設等へのネーミングライツ*24の導入や新たな広告媒体の掘起し 等により、あらゆる角度から積極的に歳入確保の取組を推進します。

(イ)徹底した事務事業の精査・効率化

本市が、安定的に質の高い行政サービスを提供し、効率的・効果的な行財政運営を推進するため、既存の枠を超え、これまで以上の創意工夫により、行政として担うべき役割を再検証し、「費用対効果」と「選択と集中」の視点に立って事務事業を精査し、必要性・有効性が低い事業の縮小や廃止、PPP/PFI手法などの導入により、経費削減、事務の簡素化を進めるなど、効率的な事務の執行を図ります。

(ウ)低未利用資産*25の活用

本市が保有する低未利用資産や長期未着手の事業用地等の活用に向けて、積極的に財産情報を公表し、民間事業者の参画を促進するとともに、売却や貸付けを含めた最も効率的・効果的な活用手法を検討し、歳入確保や管理経費の削減に取り組みます。

ウ 行政サービスの適正化

(ア)公共施設利用料金等の適正化

本市では、平成7年度に策定した「相模原市行政改革大綱」において、使用料・

手数料等の受益と負担の適正化の考え方と定期的な見直しを掲げて以来、適正化 を進めています。

今後も、公共施設の受益と負担をより適正な関係とするため、「受益者負担の在り方の基本方針*26」に基づき、行政サービスに係るコスト等を定期的に公表し、市民への透明性を確保するとともに、引き続き、使用料・手数料等の受益と負担の適正化を推進します。

(イ)公共空間の適正利用

公共施設の設置目的を達成するとともに、効果的な施設利用を促進するため、 公共施設の適正な利用を確保し、効率性・利便性を高める取組を推進します。

(ウ)効果的な補助・扶助事業の推進

社会経済情勢の変化に対応した質の高い行政サービスを提供するため、公益性、 公平性及び透明性を精査するとともに、より必要性の高い事業へ財源を割り振る など更なる適正化を図り、効果的かつ持続可能な補助・扶助事業を推進します。

エ 効果的な行政運営

(ア)効果的な行政評価の推進

本市では、施策や事業を市民の視点で検証し、成果に基づいた評価を行い、その結果により明らかになった課題を速やかに事業展開に反映するPDCAサイクル*27により、市民の満足度重視の市政運営を行っています。

今後も、行政評価を進めることにより、効率的・効果的に施策や事務事業の見直しを推進するとともに、行政サービスの透明性の確保と市民への説明責任を果たし、市民の暮らしに対する満足度の向上を図ります。

(イ) ICTの活用推進

業務と情報システムを一体的に見直す基幹システム最適化*28を更に進めるとともに、タブレット端末などの新しいデバイス*29の急速な普及、社会保障・税番号制度の施行、セキュリティリスクの増大など、ICTを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、行政サービスの利便性向上や業務の効率化などにICTを有効に活用します。

(ウ)職員の能力向上

多様化・高度化する行政需要や政策課題に迅速かつ的確に対応しつつ、新たな施策を効果的に展開するため、職員一人ひとりが高い意識を持ち、主体的に行財政運営に取り組むことができるよう資質・能力の向上に努めるとともに、コンプライアンス行動*30を実践し、市民から信頼される市政運営の実現を目指します。

(エ)組織・定数の適正化

少子高齢化の進行や地方分権改革の推進等を始めとする社会経済情勢の変化への対応、リニア中央新幹線の駅設置や相模総合補給廠の一部返還地の活用を始めとした広域交流拠点の取組を生かしたまちづくりなど、新たな行政需要や重点的に取り組むべき政策課題に迅速かつ的確に対応するため、事務事業の見直しや業務委託化等により、組織・定数の適正化を図ります。

(オ)公共施設マネジメントの推進

道路や下水道などの都市基盤及び庁舎、学校、公園などの公共施設については、本市の財政状況、人口動向などを踏まえ、施設の長寿命化の取組を推進するとともに、公共建築物は施設の更新等に合わせて、周辺施設との複合化・多機能化などによる再編・再配置に向けた取組を推進することにより、必要な機能は維持しつつ施設総量及び施設にかかるコストを削減するなど、施設維持管理の効率化と施設の機能性・利便性の向上を図ります。

また、公共施設の整備や更新においては、「相模原市PPP(公民連携)活用指針」に基づき、PPP/PFI手法の積極的な活用を図るとともに、維持管理運営業務についても、包括的に民間委託をするなど、サービス水準の向上やコストの削減を図ります。

基本方針【3】皆で拓く! 希望と熱意で輝くまち(大都市にふさわしいまちづくり)

本市では、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の開通によるインターチェンジ周辺の整備やリニア中央新幹線の駅設置、相模総合補給廠の一部返還地の活用を始めとした広域交流拠点の取組を生かしたまちづくり、小田急多摩線の延伸の実現化に向けた取組など、将来へ向けた大規模プロジェクトが進行しています。

首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市としての本市の役割はますます増大しており、今後も中長期的な都市経営の視点に立った圏域を牽引する先進的な施策や拠点性の向上につながる、50年、100年先を見据えた戦略的なまちづくりが求められています。

公民連携による民間活力やICTを活用し、本市及び周辺圏域が持つ潜在力を最大限に生かしたまちづくりを推進することにより、本市の財政基盤を強化し、質の高い行政サービスを提供します。また、成長する都市を築いていくため、シティプロモーション*31や広域的な都市間連携を推進するとともに、圏域全体の発展を見据えた広域的な視点や、文化、産業・経済、防災、環境分野等と連動する総合的な視点に立ったまちづくりを推進します。

ア 広域交流拠点を目指した都市機能の強化

将来にわたり持続可能な都市経営の推進を図るためには、多様な都市機能の集積 や都市基盤の強化に取り組むほか、周辺都市の交流と連携を図りながら都市の自立 性を高め、首都圏南西部における広域交流拠点都市として、人や企業に選ばれるま ちづくりを進め、安定した財政基盤を確立し、質の高い行政サービスを提供するこ とが重要です。

本市では、広域的な交通ネットワークの整備による新たなまちづくりの可能性が 広がっていることから、これらの展望を踏まえ、中長期的な視野を持って都市基盤 の強化、企業立地の促進等の産業政策を推進します。

イ 他都市や近隣市町村との連携強化

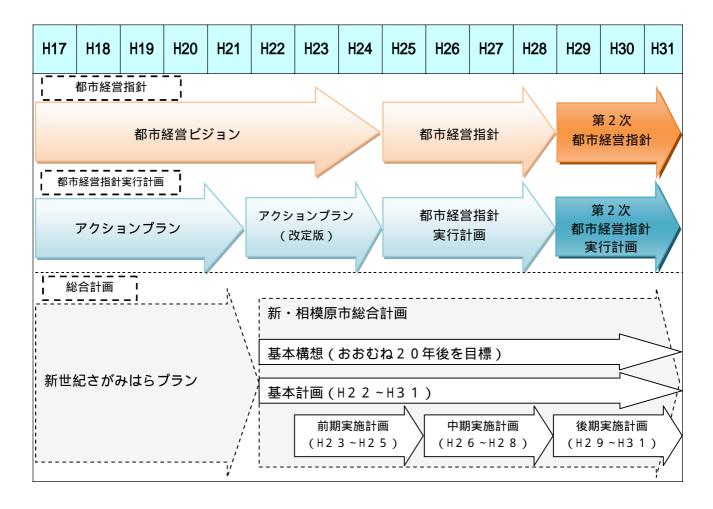
本市が指定都市としての役割や責任を果たすため、様々な分野において他都市や近隣市町村との連携を強化します。

ウ シティプロモーションの推進

人や企業に選ばれる都市を目指し、本市が持つ様々な地域資源の魅力を向上させ、 市民の本市に対する誇りの醸成や本市の魅力的な都市イメージの定着を図るととも に、民間活力を活用した効果的な情報発信を行うことで、認知度の向上や居住意欲 等の喚起につながるシティプロモーションの取組を推進します。

(3)期間

本指針は、平成29年度から平成31年度までを期間とします。



(4) 実行計画

第2次さがみはら都市経営指針実行計画は、本指針の取組の方向性を具体化するものとし、将来の新たな都市経営指針への反映も見据え、スピード感を持って取り組み、最少の経費で最大の効果を上げるよう、本指針の期間を取組期間として、「新・相模原市総合計画後期実施計画」と連携して策定します。

実行計画は、取組内容に応じた適切な評価ができる分かりやすい目標や成果指標の 設定に努めるとともに、成果を測定する方法や手段が見当たらない又は外的要因の影響を受けやすいなどの理由により、成果指標の設定が困難な取組については、取組内 容の結果を表す活動指標を設定するなど、客観的かつ公平な評価ができるような計画 とします。

4 推進に当たって

次に掲げる4つの言葉を合言葉として、職員一人ひとりが都市経営の推進に取り組みます。

(1)説明責任 Accountability (アカウンタビリティー)

都市経営の推進に当たっては、市民の理解と協力が不可欠であり、市民と行政との相互理解を一層深めることが重要であることから、市民から信頼される市政運営を実現するため、行政の諸活動について市民に説明する責務を果たすとともに、コンプライアンス行動を実践します。

(2) 最善努力 Best effort (ベスト エフォート)

最少の経費で最大の効果を上げるため、組織全体が一丸となるとともに、職員一人 ひとりが高い意識を持ち、最善の努力を払って都市経営の推進に取り組みます。

(3)コスト意識 Cost consciousness (コスト コンシャスネス)

都市経営を効率的・効果的に推進するため、職員一人ひとりが経営的な視点に立ち、 強いコスト意識を持ち、主体的に行財政運営を行います。

(4)情報開示 Disclosure (ディスクロージャー)

市民が行政の諸活動に参画し、協働するためには、情報を共有することが前提条件であることから、市の活動内容や成果などについて積極的に情報を開示して行政サービスの透明性を確保します。

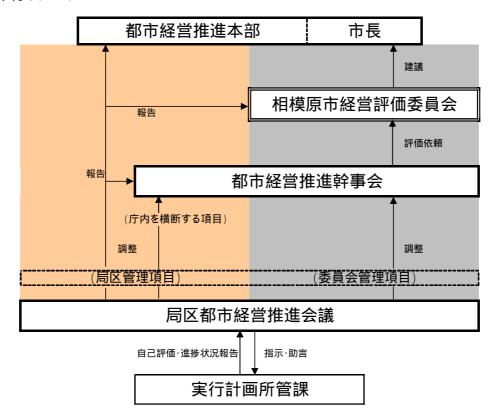
5 進行管理

第2次さがみはら都市経営指針実行計画を着実に推進するため、次の推進体制により 進行管理を行います。

進行管理に当たっては、取組結果を検証し、実施状況に応じた評価を行うとともに、 その結果により明らかになった課題を速やかに取組へ反映するなど、PDCAサイクルを徹 底します。

また、進行管理により明らかになった取組効果は、次年度の財政運営に適切に反映することにより、「新・相模原市総合計画後期実施計画」の着実な推進を図ります。

推進体制イメージ



	-	77.17	焙	7
ı	INI	≃ 19	ᇄ	1

組織名	役割
都市経営推進幹事会	「委員会管理項目」に対する調整・助言 庁内を横断する取組に対する調整 重要課題に対する調整・助言 局区都市経営推進会議の横断的な調整・助言
局区都市経営推進会議	「局区管理項目」の進行管理・評価
【外部組織】(附属機関)	
組織名	役割
相模原市経営評価委員会	「委員会管理項目」の進行管理・評価 重要課題の集中審議

6 用語解説

*1 行政改革

行政において、組織の統廃合、事務の効率化、規制緩和などを目的とし、組織や運営を内外の 変化に適応したものに変えること。

*2 ニュー・パブリック・マネジメント

民間の企業経営手法を応用した政府・行政部門の運営方法。その基本方針は、 予算の確保よりも事業の実施結果を重視する「成果主義」、 住民や企業を行政サービスの顧客とみなし、顧客満足を追求する「顧客主義」、 実施部分については民間委託や民営化によって市場メカニズムを積極的に導入する「市場主義」の3つ。

*3 指定管理者制度

「地方自治法」第244条の2第3項の規定に基づき、住民の福祉を増進する目的でその利用 に供するための公の施設の管理を、設置者である地方公共団体の指定を受けた法人その他の団体 が指定管理者として管理運営する制度。

平成15年9月に施行された地方自治法改正により導入された。

*4 扶助費

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対する様々な支援を行うための経費。

*5 生産年齢人口

生産活動に従事しうる年齢の人口。15歳から64歳までの年齢の人口を指す。

*6 地方分権改革

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(地方分権一括法)に基づく、国・都道府県から地方公共団体への事務・権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等の地域が自らの判断と責任において諸課題に取り組むことができるようにするための改革。

*7 リニア中央新幹線の駅設置

東京都から大阪市に至るリニア中央新幹線の整備計画路線において、橋本駅付近に神奈川県駅の設置が計画されている。

*8 相模総合補給廠の一部返還地

在日米陸軍の基地である相模総合補給廠(約214ha)は、JR横浜線の相模原駅から矢部駅の 北側に位置しており、市民生活や計画的なまちづくりの大きな障害となっている。

一部返還地(約17ha)については平成20年6月に、共同使用(約35ha)については平成24年6月に、それぞれ日米合同委員会で正式合意され、平成26年9月に、合意されていた約17haが一部返還された。

*9 広域交流拠点の取組

リニア中央新幹線神奈川県駅設置が計画されている橋本駅周辺と、相模総合補給廠の一部返還 地・共同使用区域や小田急多摩線の延伸に取り組む相模原駅周辺を、首都圏南西部の玄関口及び 神奈川県の北のゲートとする一体的なまちづくり。

*10 相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づくもので、国の「まち・ひと・しごと創生総合 戦略」及び神奈川県の「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、平成28年2 月に策定した相模原市版総合戦略。平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とし ている。

*11 相模原市PPP(公民連携)活用指針

PPPとは、Public Private Partnershipの略。行政主体(Public:公)が、民間(Private:民)の様々な構成体である企業、NPO、市民などと連携(Partnership)し、最少経費で最大効果のサービスを提供する手法。

市が提供するサービスについて、市民ニーズに的確に対応していくため、行政サービスの在り 方を見直すとともに、更なる民間等の専門知識や経営資源を活用した質の高い行政サービスの提 供を進めるための指針として、平成26年12月に策定した。

*12 人口減少社会

少子・高齢化が進む中、死亡数が出生数を上回り、人口が減少していく社会。

我が国では、これまでの人口が増加する社会から、人口が減少する社会へと転換期を迎えており、本市においても、平成31年をピークに人口減少の局面に突入することが見込まれている。

*13 社会保障・税番号制度

マイナンバー(個人番号)により、複数の公共的団体等で把握している個人の情報を連携させることで、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)とする制度。

*14 ICT

Information and Communication Technology の略。IT(情報通信技術)の概念に、通信コミュニケーションを加味した言葉。

*15 新・相模原市総合計画

総合計画とは、地方公共団体が策定する計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画であり、地域づくりの最上位に位置付けられる財政計画で、長期展望をもつ計画的・効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。

本市は、平成22年3月に「新・相模原市総合計画」(計画期間:平成23年度から平成31年度まで)を策定した。

*16 新・相模原市総合計画 後期実施計画

新・相模原市総合計画の基本計画で示した「取り組みの方向」に即し、社会経済情勢の変化や 財政見通しを踏まえた上で、今後の具体的な実施事業を明らかにするとともに、毎年度の予算編 成及び事務執行の指針となるもの。平成29年度から平成31年度までを取組期間とする。

*17 相模原市市民協働推進条例

協働によるまちづくりを推進し、協働による市民の力を生かした創意と工夫があふれる皆で担う地域社会を実現するため、基本理念、協働の基本原則、市民及び市の役割等について必要な事項を規定した条例。平成24年4月1日施行。

*18 公共施設マネジメント

公共施設の多くが近い将来一斉に更新の時期を迎えることから、多機能化・複合化・長寿命化などの計画・方針等に基づく取組を進めるとともに、低未利用資産の有効活用などを行うことにより、総合的かつ長期的な都市経営の視点に立った公共施設の管理手法。

今後、必要となる大規模改修・更新に係る費用は、平成44年度から平成53年度にピークを迎え、事業費ベースで年平均230億円に達し、今後60年平均でも179億円程度になるものと見込まれている。

*19 PPP/PFI手法

PFIを始めとした、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法。

PFIとは、Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、行政サービスの提供を民間主導で行うことにより、効率的かつ効果的なサービスの提供を図る手法。

*20 区民会議

政令指定都市移行に伴い施行される区制の導入にあわせて、各区の課題やまちづくりの方向性 について協議を行う場として設置した、市民や専門家の意見を行政に反映させるための審査や調 査などを行う機関。

*21 まちづくり会議

市内22地区に設置された組織で、各地区のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題の解決に向けて構成団体などが協働して取り組むための機関。

*22 区ビジョン

政令指定都市移行に伴い、区政を生かした市民協働の新しいまちづくりを進めるための指針として、新・相模原市総合計画を地域の視点で捉え直し、各区の課題、魅力、特徴を踏まえた上で 各区の目指す将来像を明らかにし、その実現に向けて区民と行政がともに進めるまちづくりの基本的な方向性を示すもの。

*23 債権管理

債権者として行うべき債権の保全、取立て等に関する事務。

債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体等の権利。

本市では、債権管理の適正化を図ることを目的とした「債権の管理に関する条例」を平成24年4月に施行し、市民の負担の公平性の確保と自主財源の確保を図るとともに、「債権回収対策基本方針」等を策定するなど、債権回収等の取組を推進している。

*24 ネーミングライツ

地方公共団体等が所有するスポーツ施設や文化施設などの公共施設等に対して、スポンサー企業等が地方公共団体等に対価を支払う代わりに、愛称として社名や商品名などを付すことができる(命名権)制度で、対価は施設等の整備費などに充てる手法。

本市では、新たな財源の確保と行政サービスの質の向上を図るため「相模原市ネーミングライ ツ導入方針」に基づき、ネーミングライツを実施しており、市が決定した導入施設等について、 スポンサー企業等を募集する「募集型」と、スポンサー企業等からノウハウやアイディアを活か した施設等の魅力向上につながる提案をしてもらう「提案型」の2種類がある。

*25 低未利用資産

長期にわたり未利用又はほとんど利用されていない状態となっている道路残地や、事業計画が 決定された後、様々な要因により、長期にわたり事業に着手していない事業用地等の公共用地。

*26 受益者負担の在り方の基本方針

市が提供するサービスについて、コストがどの程度かかるのかを明らかにするとともに、サービスを受ける方と受けない方との公平性の観点から、サービスを受ける方の負担をより適正なものとするための基本方針。

*27 PDCAサイクル

PDCAとは、Plan-Do-Check-Actionの略。計画(Plan) 実行(Do) 評価(Check) 改善(Action) のプロセスを順に実施するマネジメント手法。

最後のActionではCheckの結果から、最初のPlanの内容について継続(定着)・修正・破棄のいずれかをして、次回のPlanに結びつけるプロセスを繰り返すことにより、施策や事業における質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進する。

*28 基幹システム最適化

統一的な管理方法を用いて、業務の見直しや所管課ごとに異なって使用されている情報システムの一元化等を進めることにより、業務やシステムを最適な状態にすること。

*29 デバイス

狭義にはパソコンの周辺機器等を指す。広義には、場所を問わずインターネットに接続することができるスマートフォンやタブレット端末等を指し、スマートデバイスとも呼ばれる。

*30 コンプライアンス行動

個々の職員が公務員としての立場を認識し、単に法令違反をしないというだけではなく、組織内の各種ルールを遵守し、社会常識や高い倫理観に則って正しい行動をすることにより、地域住民、地域社会の要求や期待に応えていくこと。

*31 シティプロモーション

都市としてのイメージや知名度を高めることで、都市の魅力や価値が高まり、「行きたい」、「暮らしたい」、「ビジネスをしたい」という連想を起こさせることで、交流・定住人口の増加など、都市の活性化が図られることを目指し、都市が持つ様々な魅力(観光資源、文化、都市基盤等)を市内外に、効果的・戦略的に発信するための方策。

7 資料編

これまでの行政改革等の取組【資料1】・・・・・・・・・・・ 1	g
本市の財政状況【資料2】・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 0
(1)普通会計財政規模(歳入決算額)の推移・・・・・・・・・・ 2	2 C
(2)普通会計財政規模(歳出決算額)の推移・・・・・・・・・・ 2	2 1
(3)義務的経費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 2
(4)経常収支比率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・2	23
(5)市債 ¹ 残高の推移・・・・・・・・・・・・ 2	2 4
人口の推移と推計【資料3】・・・・・・・・・・・・・ 2	2 5

1 市債

市が単年度に多額の支出を必要とする場合に行う長期の借入れのこと。その年度だけの税収入等で建設費を賄うと、他の事業の実施に支障が出てしまうため、市債を発行して財源を確保している。また、道路など、長期間利用する施設については、長期にわたって返済していく市債を発行することで、世代間の負担を公平にしている。

これまでの取組(主な取組の内容)

《相模原市行政改革大綱 平成8年度~平成10年度》

【取組効果額:34億4,721万円】

- ・使用料・手数料等の見直し
- ・公共工事コスト縮減対策
- ・国民健康保険税の改定

《新相模原市行政改革大綱 実施計画 平成11年度~平成13年度》

【取組効果額:73億6,308万円】

- ・組織、機構の整備
- ・歳入の確保対策(市税収納率の向上)
- ・事務経費の節減
- ・全期前納報奨金の見直し

《新相模原市行政改革大綱 第二次実施計画~さがみの風~ 平成14年度~平成16年度》

【取組効果額:53億8,445万円】

- ・下水道使用料の改定
- ・ごみ収集・運搬業務の見直し
- ・給食調理業務の委託
- ・手当等の縮減による人件費の抑制
- ・市税等歳入の確保対策
- ・公共下水道使用料賦課徴収事務見直し

《都市経営ビジョンアクションプラン(集中改革プラン) 平成17年度~平成21年度》

【取組効果額:75億9,202万円】

- ・公益法人等経営評価システムの確立と在り方等の見直し
- ・指定管理者制度への移行
- ・公立保育所の民営化
- ・給与構造の改革等の推進
- ・企業立地の促進
- ・保険税収納率の向上等
- ・国民健康保険税率の見直し

《都市経営ビジョンアクションプラン(改定版) 平成22年度~平成24年度》

【取組効果額:17億4,372万円】

- ・国民健康保険事業特別会計の健全化
- ・低未利用資産の活用
- ・ネーミングライツの導入

《都市経営指針実行計画 平成25年度~平成28年度》

【取組効果額:13億5,665万円(平成25年度~平成26年度の2年分)】

- ・市民防災力向上に向けた(仮称)防災スクールの創設
- ・受益者負担の適正化の推進
- ・市役所周辺駐車場の民間業者への貸付
- ・再生可能エネルギー発電への移行と競争入札による余剰電力の売却
- ・PPP(公民連携)活用指針に基づく民間活力導入の促進
- ・住基・戸籍等の窓口サービスの向上

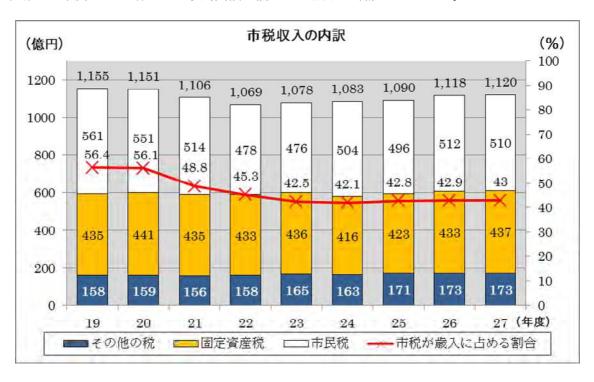
本市の財政状況 【資料2】

(1)普通会計財政規模(歳入決算額)の推移

旧津久井町、旧相模湖町と合併した平成17年度以降、本市の普通会計財政規模(歳入決算額)は増加していますが、平成27年度は、市税等が増収した一方、市債の発行額が減少したことにより、歳入決算額は前年度を下回りました。



歳入に占める割合が最も大きいものは市税で、歳入の50%前後で推移していましたが、近年では40%台になっています。平成20年度からは、景気低迷の影響により減少に転じていましたが、その後、平成23年度からは緩やかな景気回復基調などを反映し増加しています。



(2) 普通会計財政規模(歳出決算額)の推移

旧津久井町、旧相模湖町と合併した平成17年度以降、本市の普通会計財政規模(歳出決算額)は増加していますが、平成27年度は、扶助費が増加した一方、国直轄事業負担金の減などにより普通建設事業費が減額したことで、財政規模は前年度を下回りました。

歳入に占める割合が最も大きいものは義務的経費 2で、歳出全体の半分以上を占めています。

また、平成22年度以降は、政令指定都市移行に伴う国直轄事業への負担や津久井広域道路の整備などにより、投資的経費 ³が増加していましたが、平成25年度以降は、緑区合同庁舎及び相模川ふれあい科学館の再整備完了並びに国直轄事業負担金の減などにより、投資的経費は減少しています。



2 義務的経費

歳出の中で支出が義務付けられていて、自治体が任意に節減することが難しい経費。具体的には、 人件費、扶助費、公債費がこれに当たる。

3 投資的経費

道路や施設を整備するなど資産形成を伴う経費。普通建設事業費と災害復旧事業費の合計額。

(3)義務的経費の推移

義務的経費については、扶助費の決算額が年々増加している一方で、人件費、市債の返済等に要する 経費である公債費の決算額はおおむね横ばいとなっています。

扶助費は、右肩上がりに増加し続けており、平成17年度と平成27年度を比較すると、決算額が約2.6倍になっています。



扶助費のうち児童福祉費については、児童手当の制度改正による手当の増額、保育所の待機児童対策に要する経費の増加、子ども・子育て支援新制度の開始による施設型給付費の増加などが大きな増要因となっており、平成17年度と平成27年度を比較すると、決算額が200億円程度増加しています。



(4)経常収支比率の推移

義務的経費の増加等の影響により、本市の経常収支比率 4は上昇傾向にあり、平成17年度までは80%台後半で推移しましたが、平成18年度に90%を超えて以降上昇を続け、平成22年度には97.2%となりました。

平成23年度から平成24年度に若干改善したものの、扶助費や公債費などの増加により、平成27年度は98.0%となり、本市は財政の硬直化5が進んでいる状況です。



4 経常収支比率

市税など常に見込まれる収入と、人件費や公債費など常に支払う必要がある支出を比べたもの。 (経常経費充当一般財源:経常一般財源総額×100)

5 財政の硬直化

経常収支比率の数値が上昇すること。硬直化が進むと建設事業など投資的な事業の実施が困難になる。

(5)市債残高の推移

建設事業債 5の推移は平成 2 0 年度まで減少していましたが、平成 2 1 年度から増加に転じています。また、臨時財政対策債 6 は、増加の一途をたどり平成 2 7 年度には 1 , 0 8 7 億円まで増加しています。



5 建設事業債

学校、保育所、道路など施設の建設事業費及び土地の購入費の財源とするために借り入れる市債。

6 臨時財政対策債

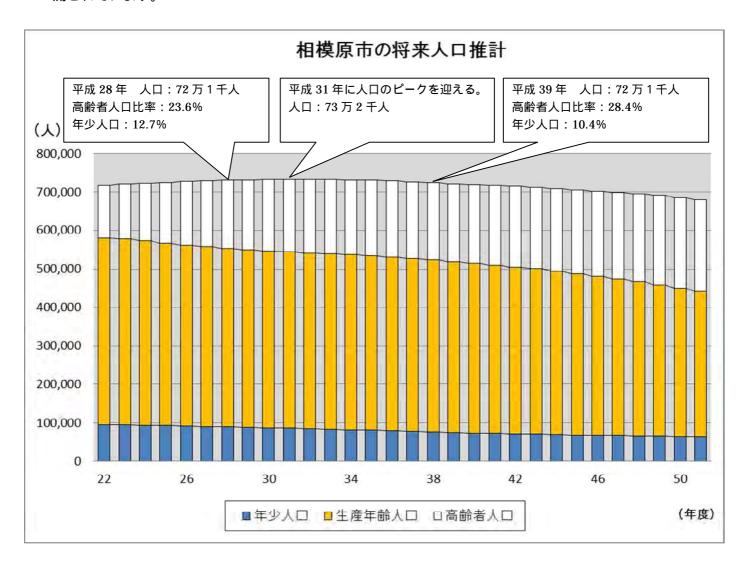
国が普通交付税の総額を確保できない場合に割り当てられる市債。必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は全額国が負担する。

人口の推移と推計 【資料3】

本市の人口は、平成17年に約62万4千人だったものが、津久井4町との合併を経て平成19年4月に70万人を超え、平成28年1月には約72万1千人となりました。また、総人口に占める年少人口の割合は平成17年に14.3%、高齢者人口の割合は13.9%だったものが、平成28年1月には、年少人口の割合が12.7%、高齢者人口の割合が23.6%となり少子高齢化が着実に進行しています。

人口の将来推計では、平成31年には約73万2千人で人口のピークを迎えると予測されており、その後、平成39年には現在の人口約72万1千人とほぼ同じになることが見込まれています。

また、少子高齢化は、更に加速することが見込まれ、平成39年には年少人口の割合が10.4%(現在より2.3ポイント減) 高齢者人口の割合が28.4%(現在より4.8ポイント増)となることが予測されています。



人口の推移の年齢別は年齢不詳を除いている。

高齢者人口:65歳以上 生産年齢人口:15歳~64歳 年少人口:0歳~14歳

【出典:2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計】

第2次さがみはら都市経営指針

発 行 平成29年2月

編 集 相模原市 企画財政局 企画部 経営監理課 〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15 TEL 042-754-1111 (代表)